

平成23年第1回臨時会

市 議 会 会 議 録

平成23年5月10日（開会）

平成23年5月10日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十三年第一回臨時議会録

(平成二十三年五月)

垂水市議会

第 1 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (5 月 10 日) (火曜)

1. 事務局長の臨時議長紹介	4
1. 市長あいさつ	4
1. 副市長就任あいさつ	4
1. 執行部紹介	5
1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 仮議席の指定	6
1. 議長の選挙について	6
1. 新任議長あいさつ	7
1. 議席の指定について	7
1. 会議録署名議員の指名	7
1. 会期の決定	7
1. 副議長の選挙について	7
1. 新任副議長のあいさつ	8
1. 常任委員・議会運営委員の選任について	9
1. 各常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長互選結果報告	9
1. 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙について	9
1. 報告	10
平成 22 年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書	
1. 報告第 5 号～報告第 9 号 一括上程	10
報告、質疑、表決	
報告第 5 号～報告第 9 号 (承認)	
1. 議案第 33 号 上程	15
説明、質疑、表決	
議案第 33 号 (同意)	
1. 議案第 34 号～議案第 36 号 一括上程	15
説明、質疑、討論、表決	
議案第 34 号、議案第 35 号 (同意)	
議案第 36 号 (原案可決)	
1. 閉 会	17

平成23年第1回垂水市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
5・10	火	本会議	開会、仮議席の指定、議長の選挙、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、副議長の選挙、常任委員及び議会運営委員の選任、常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長互選結果報告、大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙、議案等上程（説明、質疑、討論、表決）、閉会

2. 付議事件

件 名

- 報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 報告第 7号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について）
- 報告第 8号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度垂水市一般会計補正予算（第13号））
- 報告第 9号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号））
- 議案第33号 垂水市監査委員の選任について
- 議案第34号 垂水市固定資産評価委員の選任について
- 議案第35号 垂水市教育委員会委員の任命について
- 議案第36号 平成23年度垂水市一般会計補正予算（第1号） 案

平成 23 年 第 1 回 臨時 会

会 議 録

第 1 日 平成 23 年 5 月 10 日

本会議第1号(5月10日)(火曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産課長	岩元悦郎
副市長	寺地浩一	商工観光課長	塚田光春
総務課長	山口親志	土木課長	深港涉
企画課長	倉岡孝昌	会計課長	脇孝久
財政課長	北迫睦男	水道課長	川井田志郎
税務課長	葛迫隆博	監査事務局長	磯脇正道
市民課長	白木修文	消防長	宮迫義秀
市民相談			
サービス課長	前木場強也	教育長	肥後昌幸
保健福祉課長	城ノ下剛	教育総務課長	今井文弘
生活環境課長	感王寺八郎	学校教育課長	有馬勝広
農林課長	森下利行	社会教育課長	瀬角龍平

議会事務局出席者

事務局長	松浦俊秀	書記	篠原輝義
		書記	有馬英朗

平成23年 5月10日 午前10時開会

△事務局長の臨時議長紹介

○事務局長（松浦俊秀）今回の議会は、一般選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されますまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、堀添國尚議員が最年長議員でございますので、御紹介申し上げます。

[堀添國尚議員議長席に着く]

○臨時議長（堀添國尚）おはようございます。

ただいま紹介いただきました堀添國尚です。議長の選出が終わるまでの間、臨時議長を務めさせていただきますので、皆さんの御協力をよろしく御願ひ申し上げます。

△市長あいさつ

○臨時議長（堀添國尚）ここで、市長からあいさつのための発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥）皆様、おはようございます。

選挙後、初めての市議会本会議でございますので、お許しを得まして一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの市議会議員選挙におきまして晴れて当選をされました16名の皆様に心からお祝いを申し上げます。厳しい選挙戦を勝ち抜かれまして、この上ないお喜びであったことと存じます。

御承知のとおり、地方行政を取り巻く情勢は大変厳しい状況でございます。さきに発生しました東北・関東地方大震災の復興に多額の財源が必要なことを初め、今後地方が生き残っていくためには、私たち執行部と市議会が一体となって市民との協働によるまちづくりに力を合わ

せ、総力を結集してまいることが非常に大切であると考えております。

私も就任してまだ4カ月足らずでございますが、公約としております「元気な垂水」、「住んでよかったと思える安心安全なまちづくり」を目指して、引き続き全力を尽くす所存でございます。

議員の皆様におかれましても、今後、執行部に対しまして御指導、御鞭撻を賜り、また、市議会の活動を通じて市政の発展に御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、今回の選挙に対しましお喜びと今後の市政に対しましお願ひを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

△副市長就任あいさつ

○臨時議長（堀添國尚）次に、副市長から就任あいさつのための発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○副市長（寺地浩一）皆さん、おはようございます。

発言のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

私は、さきの3月議会におきまして、格別の御高配をいただきまして選任に同意する旨の議決を賜り、そして4月1日付で副市長を拝命いたしました寺地浩一と申します。よろしく御願ひいたします。

この副市長職と申しますのは、私にとりまして大変な役回り、大役でございますので、就任後1カ月余りを経過いたしましたけれども、日々その責任の重さを感じているところでございます。

もとより微力ではございますけれども、県職員としての経験も生かしながら尾脇市長を補佐し、垂水市政発展のために最善の努力を尽くしてまいりたいとそのように考えておりますので、議員各位におかれましては何とぞ御指導、御鞭

榊を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさついたします。

どうかよろしくお願い申し上げます。

△執行部紹介

○臨時議長（堀添國尚）次に、今回の選挙によりまして市民の選良として議席を得ていただきましたが、初対面の課長の皆さんもいらっしゃるかと存じます。

そこで、教育長以下、紹介のための発言の申し出がありましたので、順次これを許可いたします。

○教育長（肥後昌幸）教育長の肥後でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○財政課長（北迫睦男）おはようございます。財政課長の北迫睦男と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）おはようございます。保健福祉課長の城ノ下剛でございます。よろしくお願い致します。

○総務課長（山口親志）おはようございます。総務課長の山口親志です。よろしくお願い致します。

○企画課長（倉岡孝昌）おはようございます。企画課長の倉岡孝昌でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○農林課長（森下利行）おはようございます。農林課長兼農業委員会事務局長の森下利行です。どうかよろしくお願い致します。

○生活環境課長（感王寺八郎）おはようございます。生活環境課長の感王寺八郎でございます。よろしくお願い致します。

○土木課長（深港 渉）おはようございます。土木課長の深港渉でございます。よろしくお願いいたします。

○市民相談サービス課長（前木場強也）市民相談サービス課長兼選挙管理委員会事務局長の前木場強也です。よろしくお願い致します。

○教育総務課長（今井文弘）おはようござい

ます。教育総務課長の今井文弘です。どうかよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（有馬勝広）学校教育課長の有馬勝広です。よろしくお願いいたします。

○社会教育課長（瀬角龍平）おはようございます。社会教育課長の瀬角龍平です。どうかよろしくお願い致します。

○税務課長（葛迫隆博）税務課長の葛迫隆博でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○水産課長（岩元悦郎）おはようございます。水産課長に任命されました岩元悦郎です。よろしくお願いいたします。

○商工観光課長（塚田光春）おはようございます。商工観光課長に任命されました塚田光春と申します。よろしくお願いいたします。

○水道課長（川井田志郎）おはようございます。水道課長に任命されました川井田志郎でございます。よろしくお願い致します。

○消防長（宮迫義秀）おはようございます。消防本部消防長の宮迫義秀でございます。どうかよろしくお願い致します。

○消防署長（野元豊一）おはようございます。消防本部次長兼署長の野元豊一です。ひとつよろしくお願いいたします。

○監査事務局長（礒脇正道）おはようございます。監査事務局長の礒脇正道でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○会計課長（脇 孝久）おはようございます。会計課長の脇孝久でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○市民課長（白木修文）おはようございます。市民課長兼新城支所長の白木修文でございます。どうかよろしくお願い致します。

△開 会

○臨時議長（堀添國尚）ただいまから、平成23年第1回垂水市議会臨時会を開会いたします。

△開 議

○臨時議長（堀添國尚）これより、本日の会

議を開きます。

△仮議席の指定

○臨時議長（堀添國尚）この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまの着席議席といたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議長の選挙について

○臨時議長（堀添國尚）日程第1、これより議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉じます。

[議場閉鎖]

○臨時議長（堀添國尚）ただいまの出席議員数は、16人です。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○臨時議長（堀添國尚）投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（堀添國尚）配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○臨時議長（堀添國尚）異状なしと認めます。念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いします。

[1番議員から順次投票]

1番	川越信男	議員
2番	堀内貴志	議員
3番	大菌藤幸	議員
4番	感王寺耕造	議員
5番	池之上誠	議員
6番	堀添國尚	議員
7番	田平輝也	議員
8番	持留良一	議員

9番 北方貞明 議員

10番 池山節夫 議員

11番 森正勝 議員

12番 川尻達志 議員

13番 宮迫泰倫 議員

14番 徳留邦治 議員

15番 篠原静則 議員

16番 川畑三郎 議員

○臨時議長（堀添國尚）投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（堀添國尚）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（堀添國尚）開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に川越信男議員、堀内貴志議員、大菌藤幸議員を指名いたします。

よって、3名の立ち会いをお願いします。

[開票・点検]

○臨時議長（堀添國尚）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票数 14票

無効投票数 2票

有効投票総数のうち

川尻達志議員 5票

宮迫泰倫議員 8票

持留良一議員 1票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

よって、宮迫泰倫議員が議長に当選されました。（拍手）

ただいま議長に当選されました宮迫泰倫議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

△新任議長あいさつ

○臨時議長（堀添國尚）宮迫泰倫議員の議長のあいさつを許可します。

[議長宮迫泰倫登壇]

○議長（宮迫泰倫）ただいま議長に選ばれました宮迫です。

これからは、市民の皆様への納得のいく市政、もっともっと身近な市政になるため、市民の皆様と一緒に「人が輝き安心して暮らせるまちづくり」を目指し、議会がさらにさらに前進するよう皆様と一緒に議会形成をやりましょう。お願いいたします。

よろしくをお願いします。（拍手）

○臨時議長（堀添國尚）以上をもちまして、臨時議長の職務をすべて終了しました。

議員各位の御協力を得まして無事に臨時議長の職務を務めさせていただきましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、宮迫泰倫議長、議長席に御着席願います。

[宮迫泰倫議長議長席に着く]

○議長（宮迫泰倫）ただいま議長席に着きました。どうか皆様方の今後の御協力をよろしくお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時30分開議

○議長（宮迫泰倫）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△議席の指定について

○議長（宮迫泰倫）日程第2、議席の指定についてを議題とします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、

議長が指定します。

議席は、御着席のとおりです。

1番	川越信男	議員
2番	堀内貴志	議員
3番	大藪藤幸	議員
4番	感王寺耕造	議員
5番	池之上誠	議員
6番	堀添國尚	議員
7番	田平輝也	議員
8番	持留良一	議員
9番	北方貞明	議員
10番	池山節夫	議員
11番	森正勝	議員
12番	川尻達志	議員
13番	宮迫泰倫	議員
14番	徳留邦治	議員
15番	篠原静則	議員
16番	川畑三郎	議員

ただいまのとおり、議席を指定いたします。

△会議録署名議員の指名

○議長（宮迫泰倫）次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、川越信男議員、川畑三郎議員を指名します。

△会期の決定

○議長（宮迫泰倫）日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を1日としたいと思います。

これに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、会期は、1日と決定しました。

△副議長の選挙について

○議長（宮迫泰倫）日程第5、これより副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

会場の出入り口を閉めてください。

[議場閉鎖]

○議長（宮迫泰倫）ただいまの出席議員数は、16人です。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長（宮迫泰倫）投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長（宮迫泰倫）異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いします。

[1番議員から順次投票]

- | | | |
|-----|-------|----|
| 1番 | 川越信男 | 議員 |
| 2番 | 堀内貴志 | 議員 |
| 3番 | 大菌藤幸 | 議員 |
| 4番 | 感王寺耕造 | 議員 |
| 5番 | 池之上誠 | 議員 |
| 6番 | 堀添國尚 | 議員 |
| 7番 | 田平輝也 | 議員 |
| 8番 | 持留良一 | 議員 |
| 9番 | 北方貞明 | 議員 |
| 10番 | 池山節夫 | 議員 |
| 11番 | 森正勝 | 議員 |
| 12番 | 川尻達志 | 議員 |
| 13番 | 宮迫泰倫 | 議員 |
| 14番 | 徳留邦治 | 議員 |
| 15番 | 篠原静則 | 議員 |
| 16番 | 川畑三郎 | 議員 |

○議長（宮迫泰倫）投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（宮迫泰倫）開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に先ほどの3名の方、川越信男議員、堀内貴志議員、大菌藤幸議員を指名いたします。

よって、3人の立ち会いを願います。

[開票・点検]

○議長（宮迫泰倫）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

これは、先ほどの出席議員に符合いたしております。

そのうち

有効投票数 13票

無効投票数 3票

有効投票数のうち

森正勝議員 12票

田平輝也議員 1票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

よって、森正勝議員が副議長に当選されました。（拍手）

ただいま副議長に当選されました森正勝議員が議長におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

△新任副議長あいさつ

○議長（宮迫泰倫）森正勝議員の副議長のあいさつを許可いたします。

[副議長森正勝登壇]

○副議長（森正勝）皆様の御支援をいただきまして副議長に就任いたしました。非常に重たい責任を感じております。議長を支えながら、いろいろな改革に努めてまいりたいと思っております。皆様の御協力を心からよろしくお願いを申し上げます。

簡単ですが、あいさつといたします。（拍手）

○議長（宮迫泰倫）以上で、副議長選挙を終了いたします。

△常任委員・議会運営委員の選任について

○議長（宮迫泰倫）日程第6、常任委員の選任について及び日程第7、議会運営委員の選任についてを一括議題とします。

ここで、暫時休憩しますので、各議員におかれましては各委員の選任をお願いいたします。

議員の方々は、全員協議会室へお集まりください。

午前10時45分休憩

午前11時10分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、堀内貴志議員、池之上誠議員、堀添國尚議員、持留良一議員、北方貞明議員、森正勝議員、宮迫泰倫議員、川畑三郎議員、以上8名を総務文教常任委員に、

川越信男議員、大菌藤幸議員、感王寺耕造議員、田平輝也議員、池山節夫議員、川尻達志議員、徳留邦治議員、篠原静則議員、以上8名を産業厚生委員に、

池之上誠議員、田平輝也議員、持留良一議員、池山節夫議員、篠原静則議員、川畑三郎議員、以上6名を議会運営委員にそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々をそれぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任いたしました各常任委員及び議

会運営委員の方々は、次の休憩時間中にそれぞれ委員会を開き、正・副委員長の互選を行い、その結果を御報告願います。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時15分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

△各常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長互選結果報告

○議長（宮迫泰倫）各常任委員会及び議会運営委員会における正・副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

総務文教委員長北方貞明議員、副委員長堀内貴志議員、

産業厚生委員長大菌藤幸議員、副委員長川越信男議員、

議会運営委員長川畑三郎議員、副委員長田平輝也議員、以上でございます。

△大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙について

○議長（宮迫泰倫）日程第8、大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

議長において2名を指名することにいたしたいと思います。

これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議長において2名を指名することに決定しました。

大隅肝属広域事務組合議会議員に持留良一議員及び池山節夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました持留良一議員及び池山節夫議員を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名しました持留良一議員及び池山節夫議員を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人とすることに決定しました。

ただいま大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました持留良一議員及び池山節夫議員が会場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

△報 告

○議長（宮迫泰倫）日程第9、報告を行います。

平成22年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。

○財政課長（北迫睦男）平成22年度の歳出予算の経費のうち年度内にその支出を終わらない見込みのものにつきましては、地方自治法第213条の規定により、平成23年度に繰り越して使用しますことを3月議会補正予算（第12号）で御承認いただいておりますが、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、その繰越明許費に係る繰越計算書を御報告申し上げます。

繰り越された経費は、地域活性化交付金のうち、きめ細かな交付金事業7件、住民生活に光をそそぐ交付金事業4件のほか、岳野線災害復旧事業など3件でございます。

繰り越しました理由でございますが、地域活性化交付金は、緊急総合経済対策として国の補正予算により、きめ細かな交付金事業と住民生活に光をそそぐ交付金事業として創設されました。本市も、交付制度の趣旨に基づき1月に専決処分をし、予算措置をさせていただいたものでございますが、一部の事業で翌年度にわたらざるを得なくなったものでございます。

そのほか、交付金事業として採択されなかった事業等がございますが、事業が多岐にわたっておりますので、別添の繰越明許費繰越計算書説明・報告資料を作成し、議案と一緒に配付させていただきました。

資料は、繰越事業に係る予算額、事業内容、翌年度繰越額、繰越理由、繰越額の財源内訳、完了予定年月日等を記載しております。この資料にて、繰越明許費に係る繰越計算書の御報告にかえさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮迫泰倫）以上で、日程第9、平成22年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

△報告第5号～報告第9号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第10、報告第5号から日程第14、報告第9号までの報告5件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について）

報告第8号 専決処分の承認を求めることにつ

いて（平成22年度垂水市一般会計補正予算（第13号））

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号））

○議長（宮迫泰倫）報告を求めます。

○市民課長（白木修文）報告第5号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、平成23年4月1日から施行されたことに伴いまして、平成23年度国民健康保険税の賦課に急施を要しましたので、垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、4月1日から施行したところでございます。そのため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告申し上げ、御承認を求めようとするものでございます。

一部改正の趣旨でございますが、今回の賦課限度額の引き上げは、今後も医療費の増嵩に伴う国保税総額の増加が見込まれる中、より所得の高い世帯に新たな負担を求めることで、負担感が重いと言われる中間所得者層の負担軽減を図ることを目的に段階的に引き上げようとするもので、本条例において引用する条項の整理を行ったものでございます。また、あわせて、納期の各期ごとの文言整理を行っております。

それでは、新旧対照表により説明いたします。

条文中、改正した箇所をアンダーラインで示しております。

第2条の課税額ですが、第2項において、医療分の基礎課税額の限度額を「50万円」から「51万円」に、第3項において、後期高齢者支援金等課税額の限度額を「13万円」から「14万円」に、あけていただきまして、第4項において、介護納付金課税額の限度額を「10万円」から「12

万円」にそれぞれ引き上げたものでございます。

第12条の納期ですが、第1期から第7期までの納期限を末日とする条文整備でございます。

次に、第23条の減額ですが、今回の第2条における限度額の改定に伴い、条文整理したものでございます。

以上、専決処分について報告いたしました、御承認くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第6号専決処分の承認をを求めることについて御説明申し上げます。

健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、平成23年4月1日から施行されたことに伴いまして、平成23年度国民健康保険事務に急施を要しましたので、垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、4月1日から施行したところでございます。そのため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告申し上げ、御承認を求めようとするものでございます。

一部改正の趣旨でございますが、平成21年10月から緊急の少子化対策として平成23年3月末までの暫定措置で4万円上乘せされてきた出産育児一時金が恒久化されたもので、本条例において引用する条項の整理を行ったものでございます。

それでは、新旧対照表により説明いたします。

条文中、改正した箇所をアンダーラインで示しております。

第6条の出産育児一時金の額を「35万円」から「39万円」に引き上げたものでございます。

以上、専決処分について報告いたしました、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○商工観光課長（塚田光春）報告第7号専決処分の承認を求めることについて（垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について）、御説明いたします。

垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定に

つきましては、平成22年度まで管理運営してきました垂水市道の駅交流施設管理組合が平成23年3月31日で指定管理が期限満了になることから、平成23年度から公募により指定管理者を選定し、3月議会で指定管理者の候補について議案を上程しまして審査していただいたところではございますが、賛成少数で否決という結果になりました。

そこで、4月1日以降の指定管理者を選任しないことには道の駅交流施設を休止しなければならないため、急遽平成23年3月22日に、垂水市道の駅交流施設管理組合へ引き続き9月30日まで指定管理を依頼し、その後、管理組合から提出された事業計画書を審査し、市長専決により選定を行いました。

このようなことから、議会の議決につきましては緊急を要しましたので、議会を招集する日程がとれなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、市長の専決により、垂水市道の駅交流施設管理組合へ平成23年4月1日から9月30日までの6カ月間指定管理をお願いしましたので、事情を御賢察の上、御承認賜わりますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○財政課長（北迫睦男） 報告第8号専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

特別交付税の確定に伴い、平成22年度中に行う財政調整基金積立金の執行に急施を要しましたので、平成23年3月31日に平成22年度垂水市一般会計補正予算（第13号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

補正の理由でございますが、平成22年度の特別交付税額が確定し、予想以上に多く交付されました。現在の国の財政状況による今後の地方自治体への影響や本市で予定される今後の財政

負担を考慮いたしまして財政調整基金へ積み立てることとし、その経費について追加措置をしたものでございます。

今回、歳入歳出とも2億3,000万円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は、96億9,301万4,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

事項別明細でございますが、4ページをお開きください。

歳出は、総務管理費の8目財産管理費の財政調整基金積立金でございます。

これに対する歳入は、上段にありますとおり、地方交付税で収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 報告第9号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

指定管理料の執行に急施を要するため、平成22年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

今回の補正の専決の理由でございますが、支出の確定見込みに伴い追加補正をしたもので、補正の額は、歳入歳出にそれぞれ850万円を追加し、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ5億6,301万6,000円とするものでございます。

歳出について御説明いたします。

4ページでございます。

1款事業費、1項老人保健施設事業費、1目老人保健施設事業費は、指定管理料の補正でございます。

歳入について御説明申し上げます。

6款繰入金、1項基金繰入金、1目介護老人保健施設基金繰入金を増額し、歳入歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 専決処分されましたので、中身から見ても問題はないかというふうに思っているんですが、3点ほど。

1つは、報告第6号の出産手当の増額。今回恒久化になったということで非常にある意味では僕らも喜んでいるんですけども、実態上との差ですね、実情との差。よく聞くと、40万円からとか43万円ぐらいとか、いろいろ費用がかかるということもいろいろ聞いているんですが、鹿児島県はどのくらいの費用になるのか。その関係での差額が僕らは非常に、出産される方々に対して非常にある意味での心配を持っているんですけども、そのあたりの実態はつかんでいらっしゃるのか。そのあたり、差額がわかればちょっと教えていただきたいということと。

あと、それと道の駅の問題。半年間、今回どうしても施設を継続して運営していくためには、今回の3月議会でああいう形になったということで、否決ということで、専決処分で現在の管理者に引き継いでもらうということになったんですけども、この半年間の意味ですね。今回市報にも、今後公募を、再公募するということが出ていましたけれども、この意味について若干説明がなかったのをお願いしたいというふうに思います。

それと、あと報告の第9号、平成22年度の老人保健施設特別会計補正予算に関するものなんですけれども、今回基金から繰り入れをしたということもありまして、ある意味では非常に本来の財政運営から見てどうなのかなという問題

が若干あるんですけども、そもそも僕らも指定管理料が老人保健施設というのはどういう意味で中身としてあったのかというのを十分この間つかんでいないんですけども、改めてそういうことを考えたとき、当初予算との関係も含めて、指定管理料が今回こんな形で出てきたわけですけども、このことについて問題はないのか。当初の予算との関係でも問題はないのか。そのあり方についてちょっと見解を求めたいと思います。

○市民課長（白木修文）ただいまの持留議員の御質問に対してお答えいたします。

差額の実態についてはつかんでおりません。実際出産育児一時金を被保険者が受け取る場合は、第6条のただし書きで、その出産した病院が産科医療補償制度に加入している場合は3万円までを加算することができるというふうになっておりますので、実際受け取る方は39万円プラス3万円の42万円を受け取っておりますので、その額で出産育児一時金については足りているものと私どもは認識しております。

以上です。

○商工観光課長（塚田光春）ただいま持留議員の指定管理をなぜ6カ月にしたかということについて、お答えいたします。

今後新たな指定管理者を公募しまして選定するまでの期間と、新たに選定された指定管理者への引き継ぎ期間を考慮した場合、最低でも6カ月間要することから、6カ月間の指定管理をしたところでございます。

その6カ月間の作業内容としましては、4月から今日まで、3月議会を踏まえました問題点等の検証を検討会議や経営会議で協議し、方針を決定してまいりました、その間が1カ月と。それから、あしたから公募期間が始まりますけれども、それを公募期間が1カ月ということで、5月10日から6月9日までの1カ月間となります。それからその後、選定期間を6月11日から

7月10日までの1カ月間というふうに見ております。それから、議会は6月の定例会が間に合いませんので、7月末に臨時議会を開催していただきまして審議していただくように今、考えているところでございます。それから、指定管理者の議会承認後、運営の引き継ぎ期間がありますので、運営の引き継ぎ期間を2カ月とって計6カ月ということで、最低6カ月というふうにしたところでございます。

以上でございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 持留議員の御質問にお答えいたします。

今回補正をした内容としましては、材料費の医薬品、おむつ代等の増加によるものでございます。それと、職員研修費、スキルアップのための研修等が含まれております。内容につきましては、人件費等の高騰につきましては交付税で措置するということになっております。それ以外については、委託料の指定管理料ということで執行をしたということでございます。

○持留良一議員 出産手当の問題なんですけれども、先ほど言われたようなことで、実態上そういう上乘せがあるということで理解できたと思います。というのは、もう1つ問題は、事前にやっぱり費用がかかると、出産するまでの間はですよ。一時的にもこの中からの手当の申請ができて、一部だけでも使えるような制度が垂水はあったのか、ちょっと私も認識がなかったんですけれども、この事態はやっぱり病院との関係で、いわゆる出産終わった後に精算されていく仕組みになっているのか。もう1つは、やっぱりそういう形で出産前にいろんな費用がかかるということで、そういうことにおいても運用ができるのか、その点について1点お聞きしたいということと。

それから、今、指定管理料の問題、委託料ということで出たんですけれども、そもそもどういいう指定管理料という中身で病院側と含めてや

られたのか。とにかくこういう形で出てくれば、もうすべて指定管理料と、委託料という形でみなして支出を認めていくのか。そのあたりの基準というか、明確でないと、やっぱりこういう形で最終的に財政支出を求められると。そして、おまけに基金から今回は繰り入れとなると、やっぱり財政運営上非常に、当初の予算との関係も含めて運営上非常に問題があるかというふうに思うんですが、そのあたりというのは病院サイドときちっと確認をされているのか。その点についてお聞きしたいと思います。

○市民課長（白木修文） 出産する方の負担については、確かに大きなお金を準備をしないといけないと思うんですけど、ただ、現在は、そういう出産する方の負担を軽減するために支払い代理制度ですかね、そういうものもございまして、病院側に出産する方が直接支払うのではなくて、医療機関と保険者が申請をもらって直接保険者のほうから病院のほうに42万円を振り込むという形。それともう1つは、病院と国保がお互いに申請をとり合いまして、それで国保が直接病院側に出産費用42万円を支払いまして、そして国保が保険者のほうに請求をして保険者が国保に支払うという、そういうふうにできるだけ出産する方の負担を軽減するような制度に現在なっております。（後刻訂正発言あり、17ページ参照）

以上です。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 先ほどの問題、件についてでございますが、委託料の中身が材料費、経費、光熱水費、消耗品費、賃借料その他、それと研修費その他ということになっております。先ほど言いましたけど、負担金、補助及び交付金で支出されるべき交付金につきましては、人件費七十数名の分、それ以外については契約の中で委託料で支払うということになっておりますので、今のところ何ら問題はないのかなというふうに解釈しております。

○議長（宮迫泰倫）ほかに質疑はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第10、報告第5号から日程第14、報告第9号までの報告5件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、報告第5号から報告第9号までの報告5件はいずれも承認することに決定いたしました。

△議案第33号上程

○議長（宮迫泰倫）日程第15、議案第33号垂水市監査委員の選任についてを議題とします。

ここで、垂水市監査委員として同意を求められている池之上誠議員について、地方自治法第117条の規定により退席を求めます。

〔池之上 誠議員退席〕

○議長（宮迫泰倫）説明を求めます。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥）議案第33号の垂水市監査委員の選任についてを御説明申し上げます。

議会選任の監査委員でありました森正勝委員が平成23年4月29日をもって任期満了となったことから、新たに議会選任の監査委員を選任する必要が生じたので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるところでございます。

選任しようとする方は、池之上誠議員でございます。

住所は垂水市新御堂830番地、生年月日は昭和30年12月17日でございます。

なお、委員の任期は、地方自治法第197条に「議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による」となっておりますので、平成27年4

月29日までということになります。

御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案に同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第33号垂水市監査委員の選任については同意することに決定いたしました。

池之上誠議員の着席を求めます。

〔池之上 誠議員着席〕

△議案第34号～議案第36号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第16、議案第34号から日程第18、議案第36号までの議案3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第34号 垂水市固定資産評価員の選任について

議案第35号 垂水市教育委員会委員の任命について

議案第36号 平成23年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案

○議長（宮迫泰倫）説明を求めます。

○市長（尾脇雅弥）議案第34号の垂水市固定資産評価員の選任についてを御説明申し上げます。

前任者の川井田志郎前税務課長が辞任し、新たに垂水市固定資産評価員を選任する必要が生じたので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるところでございます。

選任しようとする者は、垂水市税務課長の葛迫隆博でございます。住所は垂水市市木957番地

7、生年月日は昭和29年2月13日でございます。

御同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第35号の垂水市教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

教育委員会委員でありました下津正典委員が平成23年3月31日をもって辞職されましたことから、新たに教育委員会委員を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものでございます。

任命しようとする方は、野村繼治氏でございます。住所は垂水市海潟531番地、生年月日は昭和20年11月5日でございます。

なお、委員の任期は通常4年でございますが、任期途中で辞職に伴い、前任者の残任期間となりますので、任期は平成23年9月30日までということになります。

御同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○財政課長（北迫睦男） 議案第36号平成23年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案を御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、3月に発生いたしました東日本大震災の復興支援に係る経費について予算措置が必要になったものでございます。本市でも、義援金を初め、物資や人員派遣などさまざまな被災地支援を行っております。それらの経費につきましては一部予備費を充用しまして対応させていただきましたが、今後も当分の間支援が必要なことから、今後の対策費として予算措置を行うものでございます。

今回、歳入歳出とも525万9,000円を追加しますので、これによる補正後の金額は、84億6,025万9,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページに掲げてあるとおりでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細のうち主なものを御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

災害応急対策費でございますが、旅費は、大隅半島4市5町復興支援チームにより職員を岩手県大船渡市に派遣しておりますが、今後予定しております旅費でございます。

寄附金は、義援金として岩手県、宮城県及び福島県の各県市長会あてに鹿児島県市長会からまとめて対応するもので、県内各市の人口1人当たりおおよそ100円を各市が拠出するものでございます。

これらに対する歳入は、4ページの歳入明細にありますように、寄附金の特定財源を充て、不足する部分につきましては前年度繰越金を充てて収支の均衡を図っております。

なお、寄附金につきましては、指定寄附金として有限会社かね丸水産、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社など8つの法人、団体から賜ったものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫） ここで、暫時休憩いたします。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集を願います。

午前11時47分休憩

午前11時54分開議

○議長（宮迫泰倫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△発言の申し出

○議長（宮迫泰倫） ここで、市民課長から申し出がありましたので、市民課長。

○市民課長（白木修文） 済みません。先ほどの持留議員の御質問に対して一部訂正がありますので。

先ほど出産育児一時金については、病院のほうに直接42万円、保険者のほうが支払うということをお申し上げしましたが、直接支払うのは病院からの必要経費でございます、そして42万円との差額は個人に支払うという形になっておりますので、訂正いたします。済みませんでした。（14ページの発言を訂正）

○議長（宮迫泰倫）先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第36号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

まず、議案第34号について同意することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第34号については同意することに決定しました。

次に、議案第35号について同意することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第35号については同意することに決定しました。

次に、議案第36号を原案のとおり決することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（宮迫泰倫）以上で、本日の日程は全

部終了いたしました。

△閉 会

○議長（宮迫泰倫）これにて、平成23年第1回垂水市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時55分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長
(臨時議長)

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員